

2018年國家知的財産権戦略の実施徹底による

知的財産権強國建設推進加速計画(全文)

國務院知的財産権戦略実施活動部局間合同會議弁公室

習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想を深く貫徹し、党の十九大精神と党中央、國務院の各政策決定・手配の実施を全面的に徹底し、國家知的財産権戦略を深く実施し、知的財産権強國の建設を加速し、2018年の重点任務と活動措置を明確にするために、この計画を制定する。

一、知的財産権分野の改革の深化

(一) 知的財産権管理体制・メカニズム改革を推進する。

1. 「党と國家機構改革を深化する方案」に基づき、國家知識産権局の再編をうまく実施する。(知識産権局が担当する)

2. 知的財産権総合管理改革の初回パイロット事業を完成し、パイロット事業の取りまとめをうまく行う。(知識産権局、版權局が担当する)

3. 全面的革新改革試験区において、知的財産権保護体制・メカニズムの改革推進を深化する。(知識産権局、發展改革委員会が主導し、科技部、公安部が担当する)

4. 中新広州知識城での知的財産権の運用と保護に関する総合的改革試験を深化する。(知識産権局が担当する)

5. 國家レベルの知的財産権事件の上訴審理メカニズムの構築、北京知的財産法院による北京・天津・河北技術類事件の集中的管轄を模索し、知的財産法院における「三合一」審判メカニズムの実行、西安、鄭州等の四カ所の知的財産法廷の増設を研究する。(最高人民法院が担当する)

(二) 知的財産権の重大政策を改革、改善する。

6. 国家科学技術計画知的財産権管理に関する制度の整備を後押しし、実施過程における知的財産権管理を強化し、知的財産権の分析・評議を深化する。（科学技術部、知識産権局が担当する）

7. 研究開発費用の税引き前追加控除政策を着実に実施する。（財政部、税務総局、科学技術部が担当する）

8. 知的財産権会計情報開示を強化する会計処理規定を制定する。（財政部、知識産権局が担当する）

9. 重大経済科学技術活動に係る知的財産権評議に関する政策書類の作成を後押しする。（知識産権局、発展改革委員会、科学技術部、工業・情報化部が担当する）

10. 「中国国民経済計算体系 2016」の実施を組織し、研究開発支出等の知的財産権に係る製品の計算方法を改善し、娯楽、文学と芸術品の原本等の知的財産権に係る製品の計算方法を模索する。（統計局、知識産権局、著作権局が担当する）

11. 知的財産権年度発展状況報告、商標ブランド戦略年度発展報告、著作権産業経済貢献報告を公表する。（知識産権局、著作権局、農業農村部、統計局、林草局は職責により各自担当する）

（三）知的財産権「放管服（行政のスリム化と権限委譲、監督管理能力の強化、サービス水準の向上）」改革を深化する。

12. 知的財産権分野における軍民融合改革のパイロット事業を促進し、パイロット拠点地域において国防専利出願の受理、届出の実施と譲渡の審査承認等の職能を下に委譲し、徐々に国防専利代理サービス業務を開放する。（中央軍事委員会装備発展部、知識産権局が担当する）

13. 専利代理業発展「十三五」計画をの实施を深化し、専利代理業の「2つのランダム、一つの公開」監督管理を全面的に推進し、専利代理機構サービス規範の国家基準の实施を後押しし、専利代理機構設立の審査承認時間を 20 日間から 10 日間に短縮する。（知識産権局が担当する）

14. 商標代理機構信用監督管理システムを構築し、商標代理機構の不正競争等の違法行為を厳重に取締り、商標代理業の秩序の規範化に力を入れ、引き続き商標出願の

受理窓口を増設し、受理拠点と質権登記拠点との一体化建設を促進する。（知識産権局が担当する）

15. 商標登録の便利化改革を継続的に促進し、各地における法律制度の面での著名、知名商標の取り消しを促進する。（知識産権局が担当する）

16. 著作権集約管理組織及び海外著作権認証機構の中国駐在事務所に対する監督管理を強化する。（著作権局が担当する）

17. 専利基本データの開放範囲を拡大し、商標データの社会に向ける全面開放を促進する。（知識産権局が担当する）

18. 専利代理人が法律事務所の特別パートナーに務めることに関するパイロット事業を展開する。（司法部、知識産権局が担当する）

二、知的財産権の創出の強化

（一）高価値のある知的財産権の育成度合いを増強する。

19. 専利品質向上プロジェクトの実施を深化し、高価値のあるコア専利の育成に力を入れる。品質の主導的役割を際立たせ、専利と商標の統計体系を更に整備し、地方による専利支援の関連政策の整備を指導、督促し、専利賞の推薦・評価を改善する。（知識産権局が担当する）

20. 商標ブランド革新・創業基地の建設を増強し、業界ブランドと地域ブランドの構築を推進し、商標密集型産業の発展を導き、商標ブランド価値の評価メカニズムを整備する。（知識産権局が担当する）

21. 漢方医薬伝統知識保護データベース、保護目録、保護制度の構築業務を後押しし、古代典型的かつ有名な処方類の漢方薬製剤に関する知的財産権保護を強化し、漢方薬産業の知的財産権同盟の構築を後押しする。（中医薬局、知識産権局、工業・情報化部が担当する）

（二）知的財産権審査の品質と効率を向上させる。

22. 国家重点的発展産業技術の動向にフォーカスし、新興分野と業態の専利審査制度の構築を加速させ、重点分野とコアポイントにおける専利審査の品質を高め、中国専利品質システムの構築を秩序よく推進する。（知識産権局が担当する）
23. 「専利審査指南」の常態改正メカニズムを構築し、専利審査の品質保障体制と審査業務指導体制を継続的に整備し、「ダブル監督、ダブル評価」の品質管理を強化する。（知識産権局が担当する）
24. 専利審査期間分類管理を堅持し、優先審査、巡回審査等の多様な審査パターンの機能を発揮し、重点優勢産業における専利出願の集中的審査管理弁法を制定する。（知識産権局が担当する）
25. 商標審査能力を高め、商標登録の審査期間を8ヶ月間から6ヶ月間に短縮する。（知識産権局が担当する）
26. 全国著作権登録業務を規範化し、全国作品登録情報開示検索システムを構築する。（版權局が担当する）

三、知的財産権保護の強化

（一）法律、法規、規章を整備する。

27. 「専利法」の第4回改正及び「専利代理条例」の改正を推進する。（知識産権局、司法部が担当する）
28. 「著作権法」の第3回改正を推進する。（版權局、司法部が担当する）
29. 「植物新品種保護条例」の改正を促進する。（農業農村部、林業・草原局、知識産権局が担当する）
30. 生物遺伝資源獲得管理法規と「人類遺伝資源管理条例」の立法を推進する。（生態環境部、科学技術部、司法部、農業農村部、林業・草原局、知識産権局が担当する）
31. 「国防専利条例」の改正を促進する。（中央軍事委員会装備發展部、工業・情報化部、国防科技工業局、知識産権局が担当する）

32. 「反不正競争法」の関連付属規章の制定・改正をうまく実施する。（市場監督管理総局が担当する）

33. 「オリンピックマーク保護条例」の改正を促進する。（知識産権局、司法部が担当する）

34. 知的財産権基本的法律制度の構築を積極的に後押しし、新分野、新業態における知的財産権保護の政策・措置の研究を強化する。（知識産権局が担当する）

35. 「国防専利機密確定・機密解除業務規程」、「軍事用コンピューターソフトウェア著作権登記活動暫行規則」の公表、国防知的財産権有償使用管理弁法の制定を後押しし、「軍事用集積回路配置図設計登記暫行弁法」の起案を完成し、軍事用集積回路配置図設計登記のパイロット事業をスタートする。（中央軍事委員会装備発展部、財政部、国防科技工業局、知識産権局、版權局が担当する）

36. 著作権法、専利法等の法律における懲罰的賠償制度の規定を後押しし、知的財産権侵害の法定賠償額を高める。（最高人民法院、知識産権局、版權局が担当する）

37. 商標権付与・権利確定事件における商標法適用の若干規定の制定を研究し、悪意による抜け駆け出願行為の類型と法律適用を細分化する。（知識産権局が担当する）

38. 証拠開示、証拠妨害排除等の規則の確立を模索し、異なる訴訟手続における証拠相互採用、司法鑑定効力と証明力等の問題を明確にし、専門家補助人の役割を發揮し、当事者の挙証負担を適切に軽減する。（最高人民法院が担当する）

(二) 保護をめぐる長期的なメカニズムの構築を強化する。

39. 知的財産権の厳重保護、大きな保護、迅速保護、協同保護の業務メカニズムの構築を加速させる。知的財産権保護を強化する行動計画を制定する。（知識産権局が担当する）

40. 知的財産権保護センターの建設と配置を加速させ、知的財産権に係る通報・クレームと権利保護支援の業務体制を深化する。（知識産権局が担当する）

41. 政府機関ソフトウェア正規版化に対する監督調査のオールカバーを促進し、企業・事業単位ソフトウェアの正規版化に対する監督調査を増強し、「正規版ソフト

ウェア管理業務指南」を更に普及させ、国産ソフトウェア応用のパイロット事業を継続的に展開する。（著作権局が担当する）

42. 知的財産権分野における社会信用体系の構築を積極的に推進し、信用失墜行為への懲戒を増強する。（知識産権局が担当する）

43. 知的財産権をめぐる紛争の仲裁調停を強化し、知的財産権保護に係る規範化市場育成・認定を継続的に展開する。（知識産権局、貿易促進会が担当する）

44. 知的財産権公証サービスプラットフォームの構築を促進し、公証された知的財産権の電子証拠保管サービス規範と業務規則を制定し、公証された知的財産権の電子証拠保管サービスのパイロット事業を拡大する。（司法部が担当する）

45. 地理的表示の保護と運用メカニズムを整備する。（知識産権局が担当する）

46. 新薬品の創出・製造等の科学技術重大特別管理業務における知的財産権保護をめぐる長期的なメカニズムを整備する。（衛生健康委員会が担当する）

(三) 重点分野における特別取締を展開する。

47. 「護航」、「雷霆」等の特別活動の展開を深化し、展示会、電子商取引等の重点分野とコアポイントにおける専利等に対する権利侵害違法行為を厳重に取り締まる。（知識産権局が担当する）

48. 「インターネットプラス」知的財産権保護業務方案を制定し、「インターネットプラス」知的財産権保護活動の展開を指導する。（知識産権局が担当する）

49. 2018年「劍網行動」の展開を深化し、重点作品、重点分野における著作権に対する特別取締を強化する。（著作権局、工業・情報化部、公安部が担当する）

50. 知的財産権を輸出する優位性のある企業に対する知的財産権保護の「龍騰」特別活動の展開を深化する。（税関総署が担当する）

51. 植物新品種保護に係る法執行体制の構築を継続的に強化し、植物新品種権への侵害を取り締まる特別活動の展開を組織する。（農業農村部、林業草原局が担当する）

52. インターネットショー、インターネットゲーム、インターネット音楽、インターネットアニメ等の市場に重点を置き、違法・規則違反をしたインターネットコンテンツ製品及び事業者の取締名簿を公布し、法により違法・規則違反をした経営行為を調査・処理する。（文化・観光部が担当する）

53. 郵送・速達ルート安全監督管理に係る「緑盾」プロジェクトを実施し、関連部門に協力して郵送・速達ルートにおいて実施された知的財産権侵害違法行為を厳重に取り締まる。（郵政局が担当する）

(四) 日常の監督管理、法執行を強化する。

54. 北京・天津・河北、長江経済帯、珠江デルタ等の地域における専利に対する共同法執行を深化する。（知識産権局が担当する）

55. 法により知的財産権を侵害する犯罪を取り締まり、前向き基礎研究、率先的なオリジナル成果、転覆的な技術革新等の分野における知的財産権に対して犯罪を構成する事件及び他の重大な社会影響のある事件に対しては、社会に公示し期限を定めて事件の調査・処理を督促し、知的財産権を侵害する事件の処理において存在する問題と遭遇する困難について調査研究・指導を強化し、知的財産権典型的事例を編制し、発行する。（最高人民検察院、公安部が担当する）

56. 数値化された情報の主導による捜査の構築を整備し、手掛かりに対する研究判断と集約取り締まりを強化し、常態化された厳重取り締まりの姿勢を保持する。（公安部が担当する）

57. 知的財産権をめぐる税関保護届出モバイルリサーチシステムを整備、普及し、知的財産権をめぐる税関保護法執行システムを運用する。全国税関の一級、二級リスク予防・コントロールセンターの役割を発揮し、知的財産権をめぐる税関リスク分析モデルを構築し、リスク情報の収集・加工能力及び監視・調査能力を強化する。（税関総署が担当する）

58. 知的財産権保護に対する社会満足度調査をうまく実施し、知的財産権保護に係る規範化市場特別監督検査を展開する。（知識産権局、版權局が担当する）

四、知的財産権の運用の強化

(一) 知的財産権の移転・転化を強化する。

59. 国家知的財産権運営公共サービスプラットフォームの中枢機能を発揮し、知的財産権運営サービス体制の構築の推進を深化する。（知識産権局、財政部が担当する）

60. 中国科学研究院知的財産権運営管理センターの建設を強化し、既存専利に対して分析、分類を行い、専利オークションを組織し、社会に高品質、高価値のある専利を提供する。（中国科学研究院が担当する）

61. 知的財産権密集型産業の育成・研究を展開し、専利密集型産業分類国家基準の作成と統計・モニタリングを後押しする。（統計局、知識産権局は職責により各自担当する）

62. 専利権質権付き等の知的財産権融資モデルを普及し、専利保険品種の開発と普及を強化する。知的財産権証券化業務の展開を模索する。知的財産権の輸出を後押しする。（知識産権局、銀行保険監督管理委員会、証券監督管理委員会、人民銀行、外貨管理局が担当する）

63. 国有企業・事業単位による知的財産権資産管理制度の確立と健全化を後押しし、科学技術成果の専利化、イノベーション成果の産業化に対して、制度面の保障を提供する。（財政部、国有資産監督管理委員会、知識産権局は職責により各自担当する）

64. 商標富農（商標により農家を豊かにする）業務の推進を深化する。（知識産権局、農業農村部が担当する）

65. 著作権に関するモデルづくりを継続的に展開し、全国著作権モデル都市、単位、園區（基地）に対して確認を行い、引き続き全国著作権取引センター（貿易基地）の建設を実施し、全国著作権革新基地の設立を展開し、国際著作権博覧会を主催する。（著作権局が担当する）

66. 研究開発機構、大学が専門化技術移転機構を建設し、サービスの能力と水準を高め、示範・牽引機能のある技術移転機構を育成するよう奨励する。大学、科学研究機構における知的財産権に係る標準徹底業務を継続的に推進し、大学と科学研究機構が科学化、規範化した知的財産権管理システムを構築するよう指導する。（知識産権局、科学技術部、教育部、中国科学研究院が担当する）

67. 知的財産権に関する標準化業務を強化し、標準必須専利ポートフォリオ準備ガイドラインの研究を組織する。（市場監督管理総局、知識産権局が担当する）

68. 知的財産権分野における認証能力の構築を推進し、「知的財産権認証管理弁法」の実行を後押しする（市場監督管理総局、知識産権局が担当する）

69. 国防科学技術成果の民用分野への転化応用を後押しし、第一陣の国防専利機密解除情報を公表し、第四回国防科学技術工業知的財産権転化目録を編制、発行する。（中央軍事委員会装備発展部、国防科技工業局、知識産権局が担当する）

(二) 知的財産権情報の利用を強化する。

70. 地域革新品質類、産業企画類と企業運営類専利ナビゲーションプロジェクトの普及に力を入れ、専利ナビゲーション業務の指導とプロジェクト評価を改善する。専利ナビゲーションパイロット事業の取りまとめ・評価を展開し、専利ナビゲーションに係る政策・措置を深化する。（知識産権局が担当する）

71. 知的財産権の地域的ポートフォリオプロジェクトを実施し、知的財産権の地域的ポートフォリオガイド目録手本を制定する。（知識産権局が担当する）

72. 知的財産権サービスによる産業モデルチェンジ・グレードアップの促進に係る三ヶ年行動計画を制定する。（知識産権局、発展改革委員会が担当する）

73. 「知的財産権意識を基層まで浸透させ、全国範囲の経済発展に貢献する」活動と「知的財産権サービスブランド機構と地域経済発展との連動」等の活動を継続的に展開する。（知識産権局が担当する）

74. 知的財産権サービス業集約発展試験区、モデル区の構築を継続的に展開し、一部の知的財産権サービスブランド育成機構を新たに選出し、ハッカースペース知的財産権サービスワークステーション構築のパイロット事業を展開する。（知識産権局が担当する）

75. 全国範囲において、一連の商標ブランド創業・革新基地を建設し、産業クラスター、中小企業集中区、商標密集型産業集積区、商標ブランドサービス業集積区の発展を効果的に促進する。（知識産権局が担当する）

76. 知的財産権分析・評議の展開を後押、重点園区、企業と科学研究院における知的財産権分析・評議制度の確立を支持し、知的財産権評議のパイロット事業を展開する。（知識産権局、工業・情報化部が担当する）

77. バイオテクノロジー等のコア分野と技術に対して、専利ポートフォリオ戦略研究及び早期警戒分析を深く展開する。（科学技術部が担当する）

78. 大学の知的財産権情報センターの建設と運営を指導し、一部の大学における国家知的財産権情報サービスセンターを選出、確定する。（教育部、知識産権局が担当する）

79. 農業知的財産権公共情報プラットフォームの構築を增強し、企業が農業知的財産権情報資源を利用して産業の発展に寄与することを支援する。（農業農村部が担当する）

80. 国防知的財産権情報プラットフォームを整備し、国防専利の標準データの加工、国防専利電子出願システム等の応用システムの開発と手配を完成し、国防コア技術分野における専利分析を展開し、国防関連分野における知的財産権情報資源データベースを分類して構築し、国防科学技術工業分野における知的財産権情報システムを構築、整備し、国防科学技術工業分野における専利技術分類体制を形成する。（中央軍事委員会装備発展部、国防科技工業局が担当する）

五、知的財産権に係る国際交流協力の深化

（一）知的財産権に係る対外協力の水準を高める。

81. 世界知的所有権機関、世界貿易機関及び関連国際機関との協力、交流を強化し、「一帯一路」沿線国、BRICS との知的財産権協力を積極的に促進し、2018年「一帯一路」知的財産権ハイレベル会議、第10回BRICS知財庁長官会議、国際工商知的財産権2018年サミットを主催し、「一帯一路」沿線国との専利審査協力を深化し、中国専利審査、登録結果の海外出願発効範囲を積極的に拡大し、引き続き発明と工業品意匠に係る五庁協力を深く参与する。商標ブランド及び著作権国際交流協力を強化し、渉外知的財産権業務の成果を高める。（知識産権局、商務部、外交部が先頭に立ち、農業農村部、税関総署、版權局、林業・草原局、貿易促進会は職責により各自担当する）

82. 多国間知的財産権対話・協力の協調を強化し、引き続き知的財産権に関わるハイレベル外交を行う。第四期中欧知的財産権協力プロジェクトの順調な実施を後押しし、中欧地理的表示協定の交渉を加速させる。自由貿易協定の知的財産権編に関わる交渉を積極的に促進する。APEC と BRICS の経済貿易協力メカニズムにおける知的財産権協力を総括、調整し、知的財産権に関する貿易摩擦への対応を円滑に行う。

（商務部、外交部、税関総署、著作権局、知識産権局、貿易促進会は職責により各自担当する）

83. 「中国政府知的財産権奨学金」プロジェクトを継続的に実施し、発展途上国向けの知的財産権をめぐる学位取得のための教育を展開する。（知識産権局、教育部が担当する）

84. 世界知的所有権機関と協力して、中国専利賞、中国著作権金賞の選出活動を行う。（知識産権局、著作権局は職責により各自担当する）

85. 初期の世界知的所有権機関技術・イノベーションサポートセンター（TISC）の正式運行を実現し、国家知的財産権国際協力基地の建設を穏便に推進する。（知識産権局が担当する）

86. 国際著作権対応連動メカニズムを構築し、「視聴覚的実演に関する北京条約」の早期発効を後押しする。（著作権局が担当する）

87. 国際植物新品種保護連盟の一連の会議に積極的に参加し、「生態の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公平かつ衡平な配分に関する名古屋協定書」を積極的に履行し、約束履行のキャパシティビルディングを強化する。（生態環境部、農業農村部、林業・草原局、知識産権局は職責により各自担当する）

（二）重点産業の海外ポートフォリオとリスク予防・コントロールを強化する。

88. 中央企業が連携して海外専利ポートフォリオ業務を展開することを指導し、主要海外市場の国家又は地域における知的財産の戦略的ポートフォリオとリスク予防・コントロールを増強する。（国有資産監督管理委員会、知識産権局が担当する）

89. 海外知的財産権情報プラットフォーム「知南針」ウェブサイトの構築を継続的に推進する。（知識産権局が担当する）

90. 企業が商標ブランドの海外ポートフォリオを加速するよう導き、商標の海外権利保護支援メカニズムを構築し、商標国際出願と海外権利保護データベースを構築、整備する。（知識産権局が担当する）

91. 海外知的財産権問題及び事件に関する情報の提出プラットフォームを構築し、海外知的財産権保護支援サービスネットワークの形成を後押しする。（商務部、知識産権局、著作権局、貿易促進会は職責により各自担当する）

92. 海外の主要で有名な展示会における知的財産権サービスステーション業務メカニズムを整備し、引き続き主要国際展示会に監督管理チームを派遣し、中国の出展企業に対して知的財産権に関わる法律調停とコンサルティングサービスを提供する。（商務部、貿易促進会は職責により各自担当する）

93. 企業知的財産権海外権利保護プラットフォームを構築し、企業知的財産権の海外権利保護支援サービス基金の設立を後押しする。（貿易促進会が担当する）

六、組織的な実施と保障の強化

(一) 政策の制定と推進、実施を強化する。

94. 「国家知的財産戦略網要」実施に関する十年評価を完成する。（合同会議弁公室、合同会議メンバー機関が担当する）

95. 知的財産権強国建設網要の研究、制定をスタートする。（合同会議弁公室、合同会議メンバー機関が担当する）

96. 国家知的財産戦略網要実施十年に関する宣伝と表彰を展開する。（合同会議弁公室、中央宣伝部が担当する）

97. 「『第13次5か年計画』国家知的財産権保護及び活用計画」の実施に関する中期評価を展開する。（合同会議弁公室、合同会議メンバー機関が担当する）

98. 北京・天津・河北、長江経済帯等の地域における知的財産戦略実施業務の統括、調整を強化し、中西部地域と東北老工業基地における知的財産権業務への支持を強化し、地域間の調和的発展を促進する。（知識産権局、発展改革委員会が担当する）

99. 知的財産権により省・市を強める建設を増強し、知的財産権により企業を強める建設方案を印刷・発行、実施し、中小企業知的財産戦略推進プロジェクトの実施を深化する。（知識産権局が担当する）

100. 工業・情報化分野における知的財産権年度推進計画を制定、実施する。（工業・情報化部が担当する）

101. 知的財産権強国の建設加速をめぐる林業年度推進計画を制定、実施する。（林業・草原局）

102. 「革新により発展を駆動する戦略の実施を徹底し、国防知的財産権業務を強化することに関する若干意見」の公布を推進する。（中央軍事委員会装備発展部、財政部、国防科学工業局が担当する）

（二）人材育成及び宣伝による誘導を強化する

103. 「知的財産権人材『第13次5か年計画』」の実施を深化し、知的財産権国際化人材、知的財産権運営、専利ナビゲーション等の至急必要とする人材の育成・研修を強化する。（知識産権局、教育部が担当する）

104. 条件のある大学が知的財産権に関する学部を自主的に設置することを引き続き支持し、知的財産権専攻の学位を持つ人材の育成を模索し、法律マスター、工商管理マスター等の専攻の学位を持つ知的財産権人材育成を強化する。ハイレベル大学が国家と地域の経済発展のニーズにより、関連学部の下に知的財産権に関する専攻を設置することを支持する。（教育部が担当する）

105. 国家知的財産権教育基地に依拠し、産学研が一体化した人材育成モデルを構築する。知的財産権に関するリーダ人材とハイレベル人材の育成を強化する。（知識産権局が担当する）

106. 中国の特色ある知的財産権国家シンクタンクの構築を加速し、中国の特色ある知的財産権をめぐる理論研究を強化する。（知識産権局が担当する）

107. 専門技術人材の知識更新プロジェクトを深く実施し、知的財産権分野における専門技術人材育成・研修への支持を増強する。知的財産権に関する専門技術者の役職評価基準を整備する。知的財産権に関するハイレベル人材の導入を強化し、関連

するハイレベル人材の帰国優遇政策を整備する。公務員の知的財産権研修を強化する。（人力資源社会保障部、中央組織部、知識産権局が担当する）

108. 知的財産権文化構築プロジェクトの実施を深化し、知的財産権文化を重要な内容とする革新文化を大いに提唱し、小中高校における知的財産権教育のパイロットモデル業務の実施を深化し、知的財産権の普及と教育を広く展開し、「法執行を行うものが法普及を行う」という法普及責任制を真剣に徹底し、知的財産権に関する法治宣伝を大いに展開する。（知識産権局、教育部、司法部、文化・観光部、版權局、中国科学技術協会が担当する）

109. 知的財産権大宣伝の業務枠組みを全面的に構築し、各類の宣伝媒体を統括し、うまく活用し、知的財産権に関する重大テーマの宣伝を円滑に実施する。全国知的財産権宣伝ウィーク、中国専利ウィーク、中国専利年会、中国版權年会、専利技術・商品取引会、知的財産権保護ハイレベルフォーラム、中国国際商標ブランドフェスティバル等の大型活動を円滑に主催する。（知識産権局、中央宣伝部、中央ネットワーク安全・情報化指導者グループ弁公室、教育部、司法部、文化・観光部、版權局が担当する）

前述の各種任務分担の中で、複数の部門が担当する場合、最初に掲げた部門を筆頭部門とし、その他を参画部門とする。複数の部門が筆頭する場合、筆頭部門に順位をつけない。

出所：国家知識産権局ウェブサイト 2018年11月9日
<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1133472.htm>